

## ○外国人交通安全教育指導員運用要綱の制定について

(平成 19 年 3 月 7 日例規交企第 13 号)

この度、外国人運転者をはじめとする外国人に対する交通安全教育を充実させるため、外国人交通安全教育指導員を配置することとし、その運用について別添のとおり「外国人交通安全教育指導員運用要綱」を定め、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

### 外国人交通安全教育指導員運用要綱

#### 第 1 目的

この要綱は、外国人交通安全教育指導員（以下「外国人安全指導員」という。）の身分、勤務等について、静岡県警察会計年度任用職員任用等取扱要綱の制定について（令和 2 年例規第 20 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第 2 勤務時間の割振り基準

外国人安全指導員の勤務時間等の割振りは、次の基準に基づき県本部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）が定めるものとする。

- 1 1 週間における勤務日は 5 日間とし、1 日当たりの勤務時間は 6 時間以内とする。この場合において、交通企画課長が必要と認めるときは、1 週間における勤務日を変更することができる。
- 2 勤務時間は、次の勤務基準により割り振るものとし、状況に応じ弾力的な選択運用を図ることができるものとする。
  - (1) A 勤務 午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
  - (2) B 勤務 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
  - (3) C 勤務 午前 10 時 15 分から午後 5 時 15 分まで
  - (4) D 勤務 午後 1 時から午後 7 時 45 分まで
  - (5) E 勤務 午前 8 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

#### 第 3 勤務場所

- 1 外国人安全指導員は、県警察運転免許センター又は本部長が指定する署の交通（地域交通）課（以下「指定勤務所」という。）において、当該指定勤務所の所属長の指揮の下に勤務する。ただし、必要により指定勤務所を離れて業務を行うことができるものとする。
- 2 指定勤務所の所属長は、前記 1 の指揮監督に関し、交通企画課長と常に緊密な連絡をとるものとする。

#### 第 4 身分証明書等

- 1 外国人安全指導員は、勤務時間中において、身分証明書（様式第 1 号）を携帯し、職務上必要があるときは、提示しなければならない。

- 2 外国人安全指導員は、身分証明書を不正に行使し、若しくはこれを他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 外国人安全指導員は、勤務時間中において、上衣左胸に名札（様式第2号）を、左腕に腕章（様式第2号）を着装するものとする。ただし、指定勤務所を離れて業務を行う場合において、着装することが適切でないと指定勤務所の所属長が認めるときは、この限りでない。
- 4 外国人安全指導員は、各種作成書類に職名を記載するときは、「外国人交通安全教育指導員」と表記するものとする。

#### 第5 職務

外国人安全指導員の職務は、次に掲げる業務に限るものとし、活動に当たっては、県本部運転免許課及び署と連携して実施すること。

- (1) 外国人を雇用する事業所、外国人学校等における交通安全教育の実施
- (2) 外国語による交通安全教育を実施するための教材の作成
- (3) 外国人から寄せられる交通安全についての相談に対する指導、助言等
- (4) 関係機関・団体との連絡及び調整
- (5) その他所属長が命ずる外国人に対する交通安全教育に必要な活動

#### 第6 職務上の留意事項

外国人安全指導員は、その職務に従事するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 基本的留意事項
  - (1) 特別な権限が付与されているものでないことを十分認識し、職務の範囲を逸脱しないように慎重かつ適切に行うこと。
  - (2) 常に身体、服装及び態度を清潔かつ端正にし、品位の保持に努めること。
  - (3) 職員と緊密な連携を図り、良好な関係を保持するよう努めること。
  - (4) 職務上知り得た個人情報については、職務遂行上必要な場合を除いて他の者に漏らしてはならないこと。
- 2 具体的留意事項
  - (1) 外国人に対する適切な交通安全教育に資するため、平素から市町、交通関係団体交通安全指導員等と緊密な連携を図ること。
  - (2) 外国人を雇用する事業所、外国人学校等から交通安全教育の依頼があった場合においては、管轄警察署と連携して実施すること。

#### 第7 外国人安全指導員運用に当たっての留意事項

所属長は、外国人安全指導員の運用に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 外国人安全指導員に対し、個人情報の保秘に関する事項のほか、交通安全教育に必要な指導教養を計画的に実施すること。

- 2 所属幹部による指導監督を励行させ、勤務実態を常に把握しておくこと。
- 3 職員及び関係機関・団体との連携を図らせ、良好な関係を保持させること。

## 第8 報告

省略